

4. 我が国における板鰐類の保全と管理 外洋性板鰐類資源の現状と管理 中野秀樹（水研セ遠水研）

国際的なサメ類保護運動は1980年代にアメリカのメキシコ湾でフカヒレを目的とした漁業が勃興し、資源が急激に減少したことがきっかけである。その後IUCN（野生生物保護連合）のSSC（種の保存委員会）の下にSSG（サメ専門家会議）が設立され、IUCNの基準に合わせてサメ類のレッドリストが作成された。

ワシントン条約会議においてサメ類保護が議論されるようになったのは、1994年米国で開催された第9回締約国会議からである。以来2007年に開催された第14回締約国会議まで、ワシントン条約付属書には、ノコギリエイ科魚類2属7種が付属書Iに、ジンベエザメ、ウバザメ、ホホジロザメが付属書IIに掲載されている。

FAOはワシントン条約に見られるサメ類保護の動きを受けて1998年に東京でサメ専門家会合を主催し、サメ類資源の保護と管理に対する対処を検討した。その後、FAOは1999年の第23回COFI（漁業委員会）において「サメ類の保存管理のための国際行動計画（IPOA Shark）」を採択し、各地域漁業管理機関にそれぞれのIPOAの作成を呼びかけた。また加盟国にもそれぞれ独自の国内サメ行動計画の作成を奨励した。

この動きを受けてICCAT（大西洋まぐろ類保存委員会）やIATTC（全米熱帯まぐろ委員会）などの地域漁業管理機関は、サメ類の漁獲資料の収集やサメ類の資源評価を開始するとともに、フカヒレを採取したサメ類の魚体を投棄する事の禁止（フカヒレの量に見合ったサメ肉の水揚げ義務）などの規制を導入した。

我が国ではFAOの勧告に従って、1999年に水産庁委託事業として「サメ行動計画作成検討委員会」を立ち上げた。その内容は、日本に水揚げされるサメ類の大部分を占める主要な魚種を4つのグループに分けて、それぞれの漁業で漁獲されるサメ類の資源評価を水産総合研究センターに委託して行い、必要ならば水産庁に

対し管理についての勧告を行うというものである。

主要な4つのグループとは北海道周辺のカスベ類、東北および日本海沿岸のアブラツノザメ、以西底引き網漁業で漁獲されている東シナ海のサメ・エイ類、そしてまぐろはえなわ漁業で漁獲されている外洋性のサメ類である。これら4つのグループで日本のサメ類水揚げ量の9割以上を占めている。さらにジンベエザメ、ウバザメ、ホホジロザメがワシントン条約の附属書に掲載されてからは、これら3種の情報も収集することとなっている。

これら4グループのうち、アブラツノザメと外洋性のサメ類については、水産庁の国際資源調査委託事業に組み入れられ、まぐろ類や鯨類と同様に水産総合研究センターで資源評価され、資源評価報告書が毎年提出されている。

外洋性のサメ類に関しては、国際漁業管理機関で資源評価が実施されている種類もある。2004年に東京で開催されたICCAT（大西洋まぐろ類保存委員会）では、大西洋のヨシキリザメ（*Prionace glauca*）とアオザメ（*Isurus oxyrinchus*）に関する資源評価が実施されている。